

第 3 章 事前配慮の内容

第3章 事前配慮の内容

3-1 事業計画に際しての配慮

本設備更新事業に当たっては、既存設備の解体は建屋内で行い、必要最小限の開口部から撤去することを計画している。そのため、設備更新工事に伴い発生する騒音や振動、粉じんなどの問題については、建屋内で設備の解体を行うことで周辺環境への影響を可能な限り小さくすることができる。

また、本設備更新事業は、工場の建て替えを実施する場合に比べ、騒音や粉じん等による周辺環境への影響、工事中の廃棄物量などが減少するとともに、既存建屋を再利用することから、建屋及び煙突形状等による日照、電波障害等への影響も変化せず、基礎の撤去・掘削工などによる地盤や地下水への影響を回避できる。

そのため、今回の富田工場の再稼働にあたっては設備更新を選択することで、周辺環境への環境負荷をより低減できるものと考えている。

3-2 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

表 1-3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

事前配慮事項			内 容
自然環境の保全	地盤・地形・地下水	地形等の改変による影響の防止	・既存建屋を再利用し、大規模な土地改変を行わないことで、地盤・地形への影響を回避する。 ・地下水を利用しない計画とすることで、地下水及び地盤への影響を回避する。
	日照障害・電波障害等	日照障害及び電波障害等の防止	・既存建屋を再利用し、日照障害及び電波障害等に変化を生じさせない。
生活環境の保全	地域分断	地域のコミュニティの分断防止	・既存建屋を再利用し、現在の敷地内で事業を行うことで、地域コミュニティに変化を生じさせない。
	安全性	災害の防止	・既存建屋を再利用し、大規模な土地改変や新たな構造物の設置等を行わないことで、地盤災害等の未然防止に資する。

3-3 設備更新工事中を想定した配慮

表 1-3-2(1) 設備更新工事中を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
生活環境 の保全	環境汚染	設備更新工事に伴う公害の防止	・既存設備の解体作業前に石綿使用状況の調査を行う。調査の結果、石綿の使用が判明した場合、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」（平成 24 年環境省）に従って除去する。なお、飛散性の石綿が確認された場合は、大気汚染防止法の作業基準を遵守する。 ・既存設備の解体作業前に「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年厚生労働省）に従ってダイオキシン類を除去するとともに、除去作業前、作業中及び作業後に大気中のサンプリング調査を行う。 ・ダイオキシン類除去作業時の洗浄水などの排水は、集水し、必要な水処理装置で処理を行った後に、公共下水道へ放流する。 ・既存設備の解体作業は、できる限り建屋内で行うことで粉じんの発生を抑制する。また、建屋外で設備の解体を行う必要がある場合には必要に応じて散水を実施するとともに、粉じん防止用シートを使用する。 ・外構工事を行う場合には、必要に応じて散水の実施等を行うことで、粉じんの飛散抑制に努める。 ・既存設備の解体作業は、できる限り建屋内で行うことで騒音の発生を抑制する。また、敷地境界に仮囲いを設置するとともに、建屋外で設備の解体を行う必要がある場合には、防音シート等を設置する。 ・騒音、振動に関して、特定建設作業の規制に関する基準を厳守するとともに、その他の作業についても特定建設作業の規制に関する基準を遵守するよう努める。 ・使用する建設機械については、排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の採用に努める。 ・既存設備の解体作業は、できる限り建屋内で行うことで悪臭の発生を抑制する。 ・工事中に発生する排水の低減に努めるとともに、必要に応じた水処理装置を経て公共下水道に排水することで、一般環境中への排出を抑制する。
		工事関係車両の走行による公害の防止	・工事関係車両については、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、主要幹線道路を走行させ、生活道路に工事関係車両が入らないよう、運転手に対し、走行ルート及び適正な走行の厳守を指導、徹底する。 ・事業予定地に隣接して行われる名古屋環状 2 号線事業の事業者である愛知県国道事務所と連絡を密に行い、工事関係車両が同じ時間帯に集中しないよう可能な限り分散化に努める。 ・工事関係車両の運転者に対し、走行ルート、適正な走行及びアイドリングストップの厳守を指導、徹底する。 ・工事関係車両については、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成 22 年愛知県）に準じて、NOx・PM 法車種規制非適合車の使用抑制に努める。

表 1-3-2(2) 設備更新工事中を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
生活環境 の保全	安全性	工事関係車両 の走行に伴う 交通安全の確 保	・工事関係車両については、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、主要幹線道路を走行させ、生活道路に工事関係車両が入らないよう、運転手に対し、走行ルート及び適正な走行の厳守を指導、徹底する。 ・事業予定地への工事関係車両の出入口に警備員を配置し、歩行者等に対する安全確保に努める。
		災害の防止	・作業主任者を選任して、火災などの災害を未然に防止する。
環境負荷 の低減	自動車交 通	工事関係車両 による交通渋 滞の防止	・工事関係車両については、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、運転手に対し、走行ルートの厳守を指導、徹底する。 ・事業予定地に隣接して行われる名古屋環状 2 号線事業の事業者である愛知国道事務所と連絡を密に行い、工事関係車両が同じ時間帯に集中しないよう可能な限り分散化に努める。
		建設廃棄物の 減量化及び再 資源化の推進	・工事に伴い発生する廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、建築廃材の分別回収、再資源化及び減量化に努める。 ・搬入物梱包材の再資源化及び減量化に努める。
	廃棄物	建設残土・廃 棄物の搬出・ 処分等に伴う 影響の防止	・発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（平成 23 年 環境省）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（平成 23 年 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）に従って適正に処理する。 ・石綿の使用が判明し、石綿含有廃棄物が生じた場合は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）」（平成 23 年 環境省）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」に従い適正に現場での保管、運搬及び処理を行う。 ・ダイオキシン類除去作業に伴い発生する廃棄物については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に従い適正に現場での保管、運搬及び処理を行う。
		地球環境問題 に対する取り 組みの推進	・工事中の型枠材等の使用に際しては、森林保護の観点から鋼製型枠、特殊型枠、樹脂製型枠等の使用に努める。 ・新規設備の材料を製造する際、二酸化炭素の発生量が少ないものを使用するよう努める。 ・フロン類を用いた設備機器は、既存設備の解体・撤去に伴い、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成 13 年法律第 64 号）に基づき、フロン類の回収等適切な対応を行う。

3-4 施設の存在・供用時を想定した配慮

表 1-3-3(1) 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
生活環境の保全	環境汚染	公害の防止	・ 高度な排ガス処理装置・水処理装置を設置する。 ・ 設置する機器については、低騒音・低振動型機器を採用し、かつ、遮音性の高い建屋内に防振対策を施した上で設置する。 ・ 主な悪臭の発生源であるごみピットは負圧とし、吸引した空気は焼却炉の燃焼用に使用し脱臭する。なお、休炉時の臭気対策として脱臭装置を設け、建屋外部への臭気漏洩防止に努める。
	安全性	危険物からの安全性の確保	・ ごみピットに火災監視装置・消火装置を設ける。
		自然災害からの安全性の確保	・ 建屋は、大地震により部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が図られる耐震性を有している。 ○現状緑化率の維持に努めるとともに、事業予定地内の再舗装には、保水性舗装の採用等を検討し、雨水流出抑制に配慮する。
		交通安全の確保	・ 施設関連車両である搬入・搬出車両については、低公害車を使用するとともに、運転手に対し、適正な走行の厳守を指導、徹底する。
快適環境の保全と創造	景観	施設の緑化	○現状緑化率の維持に努めるとともに、緑地等の適切な維持・管理を行う。
環境負荷の低減	自動車交通	交通渋滞の防止	・ 施設関連車両である搬入車両が事業予定地外で停滞することのないよう、事業予定地内に滞車スペースを十分確保する。
		低公害車の普及	・ 施設関連車両である搬入・搬出車両については、低公害車を使用するとともに、運転手に対し、適正な走行及びアイドリングストップの厳守を指導、徹底する。
	水資源	水資源の保全及び活用	○保水性舗装の採用等を検討することにより、雨水の地下浸透を促進し、地下水の涵養及び地表面からの蒸散の促進に配慮する。 ・ 工場系排水及び生活排水は、排水処理装置で処理した後、処理施設内で極力再利用し、下水道放流とする。
	廃棄物	廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・ 「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）を遵守し、廃棄物の減量に努める。
		廃棄物の適正処理	・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適正な処理を行う。 ・ 周辺の生活環境保全上、支障を生じさせないよう十分配慮する。 ・ 定期的な補修工事、機能検査及び機器点検等により、施設の性能を維持し、安定的な処理に努める。

注) 現在休止中の富田工場運営時には、周辺の環境に対して十分な配慮を講じてきており、「設備更新後の存在・供用時を想定した配慮」には従来から配慮してきた項目も含まれる。今回の設備更新事業で新たに配慮する項目には○を付けている。

表 1-3-3(2) 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
環境負荷 の低減	地球環境	省エネルギー 対策の推進	○高効率照明等の省エネルギーシステムの採用を検討し、エネルギー消費量の削減を図る。
		自然エネルギー 及び未利用 エネルギーの 活用	・ごみ焼却に伴う廃熱で発電を行い、場内等での電力を賄うとともに、給湯、空調等にも利用し、エネルギーの有効利用に努める。
		温室効果ガス の排出抑制	○「名古屋市地球温暖化対策指針」（平成 24 年名古屋市告示第 184 号）に基づき、温室効果ガスの排出抑制に努める。 ・ごみ焼却に伴う廃熱で発電を行い、余剰電力を売電することで、CO ₂ 排出量の低減に努める。 ○現状緑化率の維持に努めるとともに、緑地等の適切な維持・管理を行う。

注) 現在休止中の富田工場運営時には、周辺環境に対して十分な配慮を講じてきており、「設備更新後の存在・供用時を想定した配慮」には従来から配慮してきた項目も含まれる。今回の設備更新事業で新たに配慮する項目には○を付けている。